第15回議会力向上会議記録(抄)

(25.11.22)

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった(別紙 資料参照)。

1. 平成25年8月定例会で試行した議事運営の検証について

①委員間討議について【議会基本条例第13条】

【各会派等より出された主な意見】

公 明 党 堺市議会議員団	まず第一歩として市長提出案件について、申し出があれば委員間討議 を実施してはどうか。議員提出議案、その他の案件については従来ど おりの運用でよい。
大阪維新の会 堺市議会議員団	基本的には全ての案件について、申し出があれば委員間討議を実施すればよいと考えるが、まずは市長提出案件について、申し出があれば 実施してはどうか。議員提出議案、その他の案件については現段階では従来どおりの運用でよい。
ソレイユ堺	委員間討議を申し出る際には、なぜ委員間討議をする必要があるのか という明確な目的を示すこととし、委員間討議の場が根拠のない発言 等に終始することのないよう申し合わせたうえで、市長提出案件につ いては申し出があれば実施し、議員提出議案及びその他の案件につい ては従来どおりの運用で実施すればよいのではないか。
自由民主党・市民クラブ	議員提出案件については、提案会派を除いた委員の過半数の合意が得られた場合に実施してはどうか。市長提出案件については、申し出があれば実施し、その他の案件については従来どおりの運用でよい。
日本共産党 堺市議会議員団	市長提出案件、議員提出議案については、申し出があれば委員間討議 を実施してはどうか。その他の案件については、従来どおりの運用でよい。
田中 丈悦議員	市長提出案件、議員提出議案については、申し出があれば委員間討議を実施してはどうか。その他の案件については、申し出に対し、委員間討議を受け入れる会派等があれば、当該会派等と委員間討議を実施してはどうか。

【協議結果】

本件については、委員間討議の試行申合せに、①委員間討議の申し出の際には明確な討議の目的を示すこと、また②委員間討議の対象の要件を次のとおりとすることを付け加え、11月定例会において試行実施することを確認した。なお、本件はあらためて11月定例会の議会運営委員会において確認することとした。

【試行内容】

委員間討議の対象の要件

- ①市長提出案件…付託された委員会において、委員間討議の申し出があれば実施する。
- ②議員提出議案
- ③請願
- ④所管事務

従来どおり、申し出があれば、委員間討議を行うことについて諮り、委員の過半数の合意が得られた場合に委員間討議を行う

2. その他

池田議員より、議会広報紙(市議会だより)の充実及びこれからの議会報告会のあり方について、今後議論してはどうかとの提案があった。本件については、今後の議会力向上会議において議論していくことを確認した。

3. 第16回議会力向上会議の開催日時について 本件については、平成26年1月20日(月)午前10時から開催することとした。